

風営法改正（平成28年6月23日施行）に伴う 深夜に講ずる措置と帳簿備え付けのお知らせ

風俗営業者（午前0時から午前1時までの時間において営業するもの）及び特定遊興飲食店営業者は法施行後、下記規制に基づき、掲示物や苦情処理帳簿等の準備が必要となります。

（深夜における客の迷惑行為を防止するための措置）規則第27条関係

- 1 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること。
 - 2 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせること。
 - 3 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。
 - 4 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。
 - 5 前号に規定する客がいる場合には、当該客に対し、同号に規定する行為を取りやめ、又はこれを行わないよう求めること。
- ※ 風俗営業者は、深夜の客の迷惑行為を防止するための措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に当該教育を行わせる必要があります。

（苦情の処理に関する帳簿の備付け）規則第28条関係

苦情の処理に関する帳簿には、次に掲げる事項を記載します。

（最終記載から3年間保存）

- 1 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）並びに苦情の内容
- 2 原因究明の結果
- 3 苦情に対する弁明の内容
- 4 改善措置
- 5 苦情処理を担当した者

（電磁的方法による記録）規則第29条関係

帳簿に記載する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもって帳簿に代えることができます。ただし、この電磁的方法による記録をする場合には、国家公安委員会の定める基準を確保（セキュリティ、ウィルス対策等）するよう努めなければなりません。